

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」 に基づく検証結果(光サービス卸)及び 固定通信分野における特定卸電気通信役務に関する規律の 運用状況の結果に関する論点整理

令和7年4月28日

事務局

- 本研究会での議論を踏まえて総務省が策定した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」(令和2年9月25日)に基づく、接続との代替性の検証において、光サービス卸は、接続との「代替性が不十分」と評価された。
- このため、総務省からNTT東日本・西日本への通知(令和2年10月27日)に基づき、令和3年以降、毎年11月末までに、NTT東日本・西日本が①その他の検証及び②時系列比較による検証を実施し、その結果を総務省に対して報告することとされている。

① その他の検証

- 接続料相当額※と、卸役務提供料金の差分において回収しようとしている費用項目について、指定事業者において、差分の妥当性を自ら検証して総務省に検証結果を報告する。

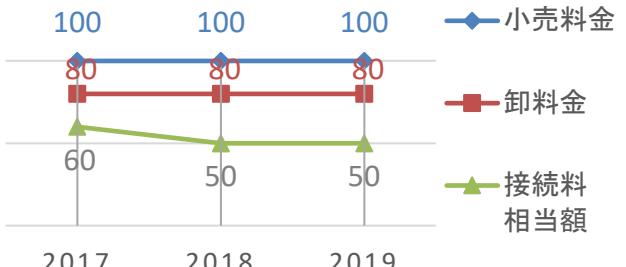
※ 接続料相当額には、役務提供の際に必要となる営業費は含まれない。

- 総務省において、検証結果を整理の上、差分において回収しようとしている費用項目を含め、概要を公表する。



② 時系列検証

- 接続料相当額、卸役務提供料金の額、小売料金の額について、直近3年間の額を時系列で比較し、それぞれの額の変動要因、コスト変動が適切に現在の卸料金に反映されているか等の検証結果とともに、指定事業者が総務省に報告する。
- 総務省は、報告内容の概要を公表する。



(参考)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証スキームの概要

検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。

検証の
必要あり

検証の必要なし

検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能（代替可能）かの検証

代替性あり

→ ステップ②検証の必要なし

検証ステップ②－1 重点的な検証

目的：料金水準の適正性確保

手法：適正原価+適正利潤 \geq 卸料金 となっているかを検証

代替性
なし

総務省による
妥当性評価 あり

「不当」評価の場合、
是正を図るための措置へ

☞ 「第四次報告書」では、「モバイル音声卸」を「なし」と評価。

検証ステップ②－2 その他の検証

目的：適正な交渉を促進するための透明性確保

手法：卸料金と接続料相当額の差分の妥当性を事業者自身が検証

代替性
不十分

総務省による
妥当性評価 なし

☞ 「第四次報告書」では、「光サービス卸」を「不十分」と評価。

※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

(参考)指定設備卸役務に関する制度の概要

卸電気通信役務は相対契約を基本とするが、指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務（指定設備卸役務）の提供については、指定設備を設置する事業者（指定設備設置事業者）に対して、

- 指定設備卸役務の提供に関する情報を総務大臣に届け出る義務（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

が課されているほか、指定設備設置事業者の交渉上の優位性・卸先事業者（M V N O等）との間の情報の非対称性を是正し、協議がより実質的・活発に行われるための環境整備として、

- 特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少くない指定設備卸役務）を提供する義務、
- 特定卸役務に関する協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

等の規律が整備されている（平成27年、令和4年電気通信事業法改正）。

指定設備卸役務

※指定設備：NTT東日本・西日本の一種指定設備（固定系）、NTTドコモ・KDDI・沖縄セルラー・ソフトバンク・WCP・UQの二種指定設備（移動系）

- **総務大臣への届出義務**（総務大臣は当該届出の内容を整理・公表）

特定卸役務（競争関係に及ぼす影響が少くない指定設備卸役務）

● 役務を提供する義務

【特定卸役務の範囲】

- ・携帯電話サービス（4G、5G）
- ・全国BWA
- ・FTTHアクセスサービス 等

● 協議の円滑化に資する情報を卸先事業者の求めに応じて提示する義務

【提示する情報】

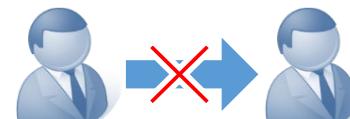
- ・接続料相当額（FTTHアクセスサービスについては指数）
- ・卸料金と接続料相当額の差額の用途

<卸協議の適正化イメージ>

これまでの卸協議

指定設備設置事業者
(M N O等)

卸先事業者
(M V N O等)



⇒卸先事業者からの
具体的な提案が困難

規律整備後の卸協議

指定設備設置事業者
(M N O等)

卸先事業者
(M V N O等)



⇒卸先事業者からの
具体的な提案に基づき
協議が進展

役務提供義務
情報提示義務

検討の経緯

- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」（令和2年9月策定。以下「卸検証ガイドライン」という。）に基づくNTT東日本・西日本の光サービス卸の検証結果については、第91回会合（令和6年12月24日）において、NTT東日本・西日本による自己検証の結果について説明があり、これを踏まえ、第92回会合（令和7年1月27日）及び第93回会合（同年3月12日）において、関係事業者（卸先事業者等及びNTT東日本・西日本）にヒアリングを行ったところ。
- また、併せて、令和4年電気通信事業法改正により令和5年6月に施行された、特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況についても、関係事業者にヒアリングを行ったところ。

ヒアリング事項

卸料金検証について

- (1) 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。（これまでの議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、第八次報告書を踏まえた検証が行われているか等）
また、NTT東日本・西日本から追加的に開示された情報等は、適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか。透明性の確保に寄与していない場合、どのような情報の開示が必要と考えるか。

特定卸役務に関する規律について

- (2) 第八次報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況はどうか。
(3) 第八次報告書とりまとめ以降、卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む）の進展状況はどうか。
(4) 第八次報告書とりまとめ時には営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象の追加が必要との意見があったが、事業者間協議の円滑化等の進展状況を踏まえ、追加的な措置の検討が必要と考える場合は、具体的にどのような措置が考えられるか。

（参考）接続料の算定等に関する研究会 第八次報告書

第3章 卸電気通信役務の適正性の確保（卸検証ガイドラインに基づく検証） 1. 光サービス卸における卸料金の検証 （3）考え方

- 本検証は、NTT東日本・西日本が指定設備のコストも踏まえて卸料金を決定していることを前提に実施されているものであるが、卸料金と接続料相当額の関係に関して、卸先事業者・構成員等からの指摘が寄せられており、
 • どのようなSpanのコスト・市場環境を見据えて卸料金を決定しているのか、
 • 接続料相当額以外の要素をどのように勘案しているのか、

等の点で、必ずしも詳細かつ説得的な説明を行えているとは言えない。

後述する点も含め、現時点では本検証を含む指定設備卸役務に関する制度の在り方を見直すべき状況にはないと考えられるが、この点の説明が不十分である場合、「他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑惑が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要である。

第4章 卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化） 2. 固定通信分野 （4）考え方

卸先事業者からは、卸料金の値下げはあったものの制度改革の効果といえるかは不明であるといった意見や、課題として、更なる競争の促進のためには総務省による営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象への追加（少なくとも営業費に係る情報等）が必要という声や、特定卸電気通信役務の範囲に関する意見が複数あった。また、NTT東日本・西日本には卸料金を下げるインセンティブが無いとして、卸料金のキャリアズレート化を含めた規律の強化が必要との意見もあった。

制度開始後半年程度経過したのみであり、今後、事業者間協議が進展する可能性があることや、上記の通り評価すべき点・注視すべき点が混在していることを踏まえると、現時点において、更なる制度的対応の要否等について結論を出すべき状況とは言えないのが現状といえる。ただし、特定卸役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」ことであることを踏まえると、本研究会の報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化の状況や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要がある。

その際、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、本研究会における確認の結果、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが適当である。

「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく今回のNTT東日本・西日本による自己検証の結果について、どのように考えるか。（これまでの議論において説明が不十分と指摘された事項に係る説明の状況をはじめ、第八次報告書を踏まえた検証が行われているか等）また、NTT東日本・西日本から追加的に開示された情報等は、適正な交渉を促進するための透明性の確保に寄与しているか。透明性の確保に寄与していない場合、どのような情報の開示が必要と考えるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(総論等)

- 中小規模の加盟事業者においては、将来に向けた積極的な営業活動や、戦略的な料金設定を行うことが現状厳しくなっている。多くの加盟事業者にとって、光コラボ以外に回線の調達手段がなかなか無い中で、協議の基礎となる本検証の内容は重要であり、この辺りについて御理解いただき、追加的な説明を求めていきたい。（第92回会合・FVNCO委員会）
- 光卸の検証については、適正な情報開示が不足しているため、総務省や研究会による牽制効果も働きにくい構造。卸料金の十分な低廉化という目的を達すことができず現在に至っており、引き続き、本研究会での適切な検証を要望。（第92回会合・JAPIA）
- 卸料金については独自の理論で設定されているような印象。透明性の下、卸料金を検証する前提が崩れているのではないか。総務省においても課題の把握は非常に困難であると考えられ、接続と同等レベルでの規制・検証がなされるべき。（第92回会合・JAPIA）
- NTT東西の光サービス卸は、ボトルネック設備であるNTT東西の光アクセスを利用した卸サービスであること。依然としてブロードバンド市場における圧倒的な市場支配力を有していること、それから、接続との代替性が不十分であるといった特殊性をもつて一般的な卸とは異なるサービスである。（第92回会合・ソフトバンク）
- 卸は相対契約が基本であること、また光コラボ事業者と当社（NTT東日本・西日本）の利害は相反するものではないといったことから、過剰な規制は不要。モバイルも含めた競争激化によって当社の光サービスのシェアは年々低下しており、直近では50%を下回る状況。当社の影響度が少し低下していることも踏まえれば、規制をこれ以上強化する状況にはないのではないかと考える。（第93回会合・NTT東日本・西日本）
- 光サービス卸をより使いやすいものとするために、①コストが上昇する中でも値下げを実施、②卸料金の値下げと接続料の上昇によって卸料金と接続料相当額の差分は縮小、③卸料金の透明性確保のために情報開示と丁寧な協議を実施、④運用コストの効率化やサービスレベルの向上のため課題解決に向けた協議を重ねながら運用を改善、といった情報開示以外の部分も含めて取り組んできた。（第93回会合・NTT東日本・西日本）

構成員意見

(総論等)

- 今後の市場環境の変化、特にワイヤレス固定ブロードバンドとの競争等に関する指摘があるが、ワイヤレス固定ブロードバンドの取扱、固定市場との関係をどう取り扱うかは注視しなければならない。（第93回会合・西村暢史構成員）
- 接続料は上がってくるけれど、卸料金は何らかの形で上がらないようなことがあるとすれば、接続を使う事業者と卸を使う事業者との間のイコールフットティングが議論になり得るので、その辺も踏まえて、卸料金・接続料のトレンドがどういう形で市場に影響を与えるか、関心を持って見てていきたいと思う。（第91回会合・佐藤構成員）

関係事業者へのヒアリング結果(卸料金の検証関係)

関係事業者意見

(○ : NTT東日本・西日本、● : 卸先事業者等)

(検証結果)

- (卸料金と接続料の) 連動性があるかを確認するために、サービス開始当初からコスト推移を明らかにすることが必要。さらには、複数年度での需要コスト、将来の投資等を踏まえた料金設定をしているため、サービス開始当初からのコスト推移を明らかにした上で、中長期でのコストとの連動性を確認・検証すべき。
(第92回会合・FVN O委員会)
- 1回線当たりかかっているコストの部分はNTT東西の経営情報でもあると思うが、卸先事業者側の妥当性判断のためにも、原価、特にその他費用における各コストの比率及び推移を開示の上、今後議論したい。(第92回会合・FVN O委員会)
- サービス運営コストに関して、光卸の契約者数が微増にとどまる中で、2024年には新規機能の実装はさほど増加しておらず、従前からのコストの増加要因は少ないのでないのではないか。(第92回会合・JAIPA)
- 投資等の対応については、光クロスなどの強化要因については理解するも、償却満了となる開発項目もあり、償却費ベースでは卸原価全体への影響は限定的ではないか。(第92回会合・JAIPA)
- 人件費について、外部の指標を用いて113%の増加ということだが、指標がNTT東西の実績ではないため、実態については不明。ジョブ型人事制度等の中で報酬が増加することもあり得るが、全体で満遍なく13%増加というのが実態か否か理解しかねる。(第92回会合・JAIPA)
- 契約者数は、対前年で微増となっており、光卸の収入自体に大きな変動はないのではないか。一方で、(資料92-3の10ページ目)下段の営業費用について、まず人件費は対前年で25億円の減少、経費も、電気代の上昇を含めても109億円の減少、償却費は増加しているが、光卸の償却費のインパクトは限られるのではないか。(第92回会合・JAIPA)
- 自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式、サービス開始当初から過年度を含めた投資と回収の状況、今後の接続料との間で（投資額が）二重回収になる懸念に関し、投資回収における定量的な基準・計算式、そして、これらを理解した前提の下で、卸料金と接続料相当額の差分の各構成要素が占める費用の割合及びトレンドに対する共通理解がないと、個々の費目の定性的な御説明のみでは十分な説明がなされているとは言えないのではないか。(第92回会合・JAIPA)
- (自己設置や相互接続とのバランスを勘案する定量的な基準及び計算式に関する意見に対して) サービス卸は中長期の需要で設備投資を回収するビジネスモデルのため、その料金は現在のコストのみならず市場環境や競争環境を総合的に勘案して設定している。そのため、計算式によって機械的に算定されるものではない。(投資額が二重回収になる懸念に関する意見に対して) 投資額は減価償却費に二重に計上されて、接続料として二重回収されることはない。(第93回会合・NTT東日本・西日本)
- 光サービス卸は2015年にサービスが開始されて、2024年、現時点で1,700万を超える契約者数を有しており、常識的に考えて初期投資は既に回収済みと想定されることから、卸料金に関しては接続料とその他費用を含む原価と一定程度連動した見直しを実施して、市場へ還元すべき。(第92回会合・ソフトバンク)
- 単年度のコスト変動に応じてリニアに料金を変動させるものではないとか、中長期の需要で投資回収可能な料金設定をしているといった説明があったかと思う。それから設備投資の考え方も、市場環境、競争状況の変化に対応しているとか、老朽化や将来の技術の進展に伴う設備投資を踏まえた上での料金設定をしているといった考え方が示されていたかと思うが、いずれも定性的な説明に終始しており、具体的な投資回収の設定期間や将来必要な投資の規模が不明のため、全体として料金妥当性の客観的な評価ができない。(第92回会合・ソフトバンク)
- 需要増等で1ユーザー当たり単価は恐らく減っている、低減されていると思うが、(1ユーザ当たりの) 単価自体の低減による収支の実態等が不透明なため、これも一面的な情報の開示のみで、突っ込んだ議論がこれ以上できない状況。(第92回会合・ソフトバンク)

構成員意見(卸料金の検証関係)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(検証結果)

- 料金改定時期と合わせた卸料金改定を実施しない合理的な理由の説明は、これまでされていないという認識。（第92回会合・ソフトバンク）
- 時系列の検証について、直近3か年の比較になっているため、中長期での料金や原価推移を踏まえた評価ができないと考える。（第92回会合・ソフトバンク）
- 接続料金の上昇と卸料金の値下げでその差分は改善の方向に向かっていっている。（第93回会合・NTT東日本・西日本）

構成員意見

(検証結果)

- （資料91-6の1ページ目下部のグラフについて）単年では依存しなくても、トレンドとしては、接続料変化がそれなりに卸料金に影響しているだろう。（第91回会合・佐藤構成員）
- （資料91-6の10ページについて）トレンドとしては、次第に卸料金と接続料の近接性が進んでいるように見える。但し、示されたコストデータでみると、トレンドとしては接続料が高まっていくということになっている。そうすると、卸料金と接続料の関係が適正であるという前提で言えば、今後人件費等のコストが上昇し、接続料が増加するトレンドであれば、卸料金も上げざるを得ないのでないかと思う。きちんと適正な方法で卸料金が決まっているのであれば、接続料増加に伴いトレンドとして卸料金も上がりますよと言っているようにも見える。私としては、本当に適正に努力しても、コストが上がっているなら当然、卸料金も上がってくるのはあり得ること。（第91回会合・佐藤構成員）
- 接続料に関しては、今後どんどん料金が下がっていくことが見込めるときには将来原価方式を適用することで、先取りして料金を安くするというメカニズムがあるが、今後、設備更改等で高くならなきゃいけないというときに、それをどう適切に接続料を反映していくかということについては、あまりきちんと議論してこなかったのかなというような気がする。これとは別の場からも知れないが、気をつけて考えていかなければいけない課題（第91回会合・相田座長）
- 接続料というのは大体毎年のように変わり、卸料金も毎年のように変わると、卸先事業者が、最後は利用者からその分回収するのだろうから、利用者料金というのも毎年のように変わっているのか。これはそれぞれの会社の方針だと思うが、割と数年間一定のような気もしている。（第93回会合・酒井構成員）
- 卸の料金が適正で透明性が高いものであってほしいが、それはなぜかというと、最終市場で競争が機能して、市場で適正な料金競争やサービス競争が実現できているかが大事と考えるからだと思う。最終市場において、例えば競争上コラボがどういう市場のポジションにあるか、料金やサービス、シェア、あるいは自己設置とかモバイルルータやワイヤレス系のサービスがどれだけのユーザーを獲得しているか、どういう競争状況にあるのか、一度見ておく必要があると感じている。これは総務省のほうで一度まとめて、委員に御報告いただけたとありがたいと思う。（第93回会合・佐藤構成員）

関係事業者へのヒアリング結果(卸料金の検証関係)

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(情報開示の在り方)

- NTT東西から、人件費や電気料金、部材費等の大枠の説明はいただいているが、世間一般的な人件費、部材費等の高騰等と、NTT東西内のコスト状況は必ずしも一致しているものではないのではないか。原価に占める人件費等コストの比率が分からず、卸料金の影響がどれぐらいか一部不明快。（第92回会合・FVNO委員会）
- 従業員の給与水準と、それから企業物価指数については、日本労働組合連合会や日本銀行が公表する一般的なものを示しているといったところだが、前回の研究会の事業者様の要望を踏まえ、例えば、従業員給与の部分については、当社の従業員給与水準に対するデータ等に変えていくことも含めて、前向きに取り組んでいこうと考えている。（第93回会合・NTT東日本・西日本）

構成員意見

(情報開示の在り方)

- （資料91-6の4ページ、5ページについて）接続料以外にも卸料金に影響するいろいろな費目があることが示されているが、定量的な説明が足りない。例えば各費用の割合がそれぞれどういう状況にあるか、各費用のトレンドがどういう状況にあるか、人件費の上昇が卸料金にどれだけどのように影響するかといったことをより丁寧に提示していただけると、少し透明性が高まると思う。定性的な説明ではなくて、もう少し数字に置き換えたもので説明いただけると分かりやすいと思う。（第91回会合・佐藤構成員）
- 接続料相当額以外の40%の費用部分に関しては、ビジネス上、企業としていろいろ工夫されているところだと思う。ただ、単年で見ると接続料とリンクしない。より一層の情報公開が必要。（第91回会合・佐藤構成員）
- （資料91-6の6ページについて）コストが上昇傾向にあるという説明に関して、一般的な人件費、物価指数等を示しているが、例えば2020年度を100としたらNTT東西自体の人件費がトレンドとしてどのくらい増加しているのか等、一般的なデータではなくNTT東西個別のデータがないと、卸料金のコストの動きに対する説明としては不十分なのかなと思う。（第91回会合・佐藤構成員）
- 情報の取扱いのルールについてはNDAが締結されているということだが、情報の取扱いのルールについても、少し見直して、なるべくNTT東西が開示をしやすいような環境をつくることも大事。（第92回会合・高橋構成員）
- 費用の水準、構成割合、推移、例えばサービス開始時からの時系列の比較ができるような情報等、具体的な要望が多く挙がっている。これらの多くが直ちに対応できるものとは思わないが、基本的には、できる限り、対応できるできないをきちんと説明していただきたい。できない場合は、ただ経営情報であることを理由にするのではなく、できない合理的な理由も含めて適切に対応していただき、少しでも競争事業者の納得性、理解を高めてほしい。（第92回会合・佐藤構成員）
- 外部のインデックス、市場一般のインデックス等ではなく、NTT東西自身のコストのトレンドが分かるような情報開示を進めていく（との姿勢がみられた）というのは、今までの議論を踏まえて改善できたところでよい。今まで以上に協力的に情報開示を進め、予見性を高め適正性を理解できるような情報開示を進めていますという非常にポジティブな発言があったと思うので、ここはぜひ期待したい。（第93回会合・佐藤構成員）

関係事業者意見

(○ : NTT東日本・西日本、● : 卸先事業者等)

(東西同一料金)

- 東西同一料金とした理由の説明はあったが、NTT東西の間のコスト構造の差分や料金の均一化の方法についての具体的な説明がなく、料金妥当性の判断や議論ができない。 (第92回会合・ソフトバンク)
- 光サービス卸は可能な限り全国均一のスペックで提供しており、(東西で) 効用が同一あることや東西均一の料金のほうが運営しやすいといった事業者様の御意見を踏まえて、東西で提供料金を統一してきたところ。今般、接続料研究会の議論を踏まえて、(全コラボ事業者に) 御意向を確認(するアンケートを実施)したところ7割強の事業者が東西同一料金を希望しており、東西別料金を希望しているのは1割未満だった。事業者の多くが東西同一料金を希望されているところも踏まえて、当社としては光サービス卸の料金について、今後も引き続き東西同一料金とする考え。 (第93回会合・NTT東日本・西日本)
- 東西の同一料金に関して、そもそも同一料金になっている料金の設定、水準がどうなっているか、料金水準の透明性がまだ確保できていないというのが我々の問題認識で、東西コスト構造の差分、均一化するならどういうやり方で均一化、統一料金にしているのかというところをさらに情報をいただきたい。 料金の設定の仕方は東のコスト構造に合わせているのか、西のコスト構造に合わせているのか、あるいはその真ん中をとっているのかというところすらも、我々は理解が及んでいないところがあるので、その辺りのコスト構造を含めた内訳というか、その辺りの透明性をもう少し説明いただけると助かる。 (第93回会合・ソフトバンク)
- コストと市場環境と競争環境等を含めて、総合的に決めているとしか言いようがないが、 そういった意見も踏まえて、何か出せる情報がないかどうかというのを考えていきたい。 (第93回会合・NTT東日本・西日本)

構成員意見

(東西同一料金)

- (資料91-6の8ページについて) 東西別料金に関してはアンケートを実施されたのはいいことだと思うが、アンケートの結果をもって、料金がどうあるべきかが決まるわけではないのではないか。 (第91回会合・佐藤構成員)
- 東西で効用が同じだから卸料金が同じという説明 (があったが、) 最終市場では効用が同じだけど光のユーザー料金が東西で違うということになるのか。効用というのは誰の何の効用で、NTTの説明がどういう論理をベースにしているのかが分からない。 (第93回会合・佐藤構成員)

卸料金の検証に関する論点整理(案)

論点整理（案）

- 卸検証ガイドラインに基づく検証については、第八次報告書において、それまでの本研究会における議論の経緯・指摘等を踏まえ、「（NTT東日本・西日本は）単なる時点更新に留まらず、本研究会の指摘や関係事業者のニーズを真摯に受け止めて、その内容を十分踏まえて検証を行い、本研究会はその状況を注視することが重要」との提言があったところである。今回の検証においては、NTT東日本・西日本から、構成員や事業者団体等の議論を踏まえ、卸料金と接続料相当額の中長期での連動性に関するデータ（モデル収容率におけるアクセス回線接続料の推移）や、卸料金と接続料相当額の差分の透明性を高めるためのデータ（卸料金原価の設備コストと営業コストの比率や、その内訳である人件費や物件費の上昇傾向）が示されたこと等の点において、昨年度の時点更新にとどまらないため、卸料金の透明性向上について一定の寄与があったと思われ、当研究会においても一定の評価をすべきではないか。
- 今回開示された卸料金原価の内訳である人件費や物件費の上昇傾向については、NTT東日本・西日本のデータではないため、構成員や事業者団体等から、卸料金と接続料相当額の差分の透明性に係る検証には不十分であるとの指摘がなされた。この点について、NTT東日本・西日本から、自社のデータ等の開示も含めた開示データの充実について、次年度の協議に向けて検討していく考えが示された。
- 今回、構成員や事業者団体等の指摘を踏まえて開示データの充実について今後も検討していく旨の説明があったが、第八次報告書でも示したとおり、引き続き、NTT東日本・西日本からの説明が不十分である場合、「その他の検証」の目的である適正な交渉を促進する為の透明性が十分に確保できていないとの疑念が生じ、結果として前提となる代替性に関する評価にも影響を及ぼしうることになる。このことを念頭に、NTT東日本・西日本は、卸先事業者にとって卸料金の透明性を高めることができるよう、今回の検証における指摘を十分に踏まえた情報開示をさらに進め、本研究会はその内容を継続的に注視することが重要ではないか。
- 今回の検証において、卸料金と接続料相当額の差分については、接続料相当額の上昇に伴い前年と比較して縮小しているところであるが、事業者団体等からは、差分の適正性に関する説明が不十分との指摘もなされていることから、本研究会では、引き続きNTT東日本・西日本からの説明を注視し、今後の検討に結びつけていくことが適当ではないか。
- NTT東日本・西日本で卸料金が同一になっていることについて、第八次報告書の提言を踏まえてNTT東日本・西日本が全コラボ事業者に対してアンケートを実施したところ、7割強の事業者が東西同一料金を希望したことから、光サービス卸の料金について、今後も引き続き東西同一料金とする考えが示されたが、構成員や一部の卸先事業者から、東西コスト構造の差分を踏まえた東西同一料金の設定根拠等に関する説明が不十分であるとの指摘があった。こうした経緯・指摘を踏まえて、NTT東日本・西日本においては、異なる事業体であるNTT東日本とNTT西日本が、どのような理由や背景等に基づいて東西同一料金を設定しているのか等について、アンケートの結果も踏まえつつ、より一層丁寧な説明を行うことが適当ではないか。
- また、その他の論点として、利用者料金や小売市場の状況に関して、構成員から、ワイヤレス固定ブロードバンドサービスを含む固定系ブロードバンドサービス市場における環境の変化等を注視すべきという意見や、市場で適正な料金競争やサービス競争が実現できているかという観点で最終市場における光コラボとその他のサービスの競争状況等について確認する必要があるとの意見があつたことを踏まえ、総務省において、引き続き必要な取組を検討することが適当ではないか。

関係事業者へのヒアリング結果(特定卸電気通信役務関係)

- 第八次報告書とりまとめ以降、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況はどうか。
- 第八次報告書とりまとめ以降、卸元事業者・卸先事業者間の協議（団体協議を含む）の進展状況はどうか。
- 第八次報告書とりまとめ時には営業コストの妥当性の検証や情報提示義務の対象の追加が必要との意見があったが、事業者間協議の円滑化等の進展状況を踏まえ、追加的な措置が必要と考える場合は、具体的にどのような措置が考えられるか。

関係事業者意見

(○：NTT東日本・西日本、●：卸先事業者等)

(料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況)

- 近年、接続料との乖離差は若干縮まってきたものの、まだまだ値下げ状況は乖離しているとコラボ事業者の中では認識。引き続き、接続料との一定の連動性があるべきであり、接続料改定時期と合わせた卸料金の改定が必要。（第92回会合・FVNO委員会）
- 2015年度の光コラボの提供開始から、今まで総額2,100億円規模の値下げをやってきた。（第93回会合・NTT東日本・西日本）
- 値下げに伴い卸の原価が累計でどれだけ下がったかという情報も必要。中長期での回収とか、その辺りの中長期的な目線で回収して卸料金を決めているんだという議論にも資する重要な情報であると思っているので、これに相当する累計の卸の還元額が幾らになるかというところを、事業者に全部つまびらかに開示できるものなのか、あるいは全く開示できないのか、構成員限りなら開示できるかといったところを確認させていただきたい。（第93回会合・ソフトバンク）
- 接続料相当額の実額の積み上げというのが、例えばフレッツ光の契約者数が開示されているので、例えば接続料相当額の今の額をそれで割ると、どれぐらい接続料相当額が実額であるのか、構成員限りにされている情報が少し透けて見えててしまうといった観点もあるのかなとは思っている。そういうふうに御要望があるということは改めて認識をしたので、このままお答えできるかどうか分からぬが、何か出せるものがないかどうかは少し考えてみたい。（第93回会合・NTT東日本・西日本）

構成員意見

(料金の低廉化・提供条件の柔軟化等の進展状況)

- 物価高がものすごい御時世の中で卸料金が下げられているということ自体はシンプルに大変ありがたいことだと思っている。（第93回会合・西村真由美構成員）
- 時宜を得た形で値下げにより需要を喚起する。あるいは需要拡大をするということも必要かとは思うが、他方で、そのような形での値下げというのは持続性を持つかどうか、特に卸先事業者の卸料金に対する予見性、あるいは安定性というのが、これを追求することで損なわれるおそれもあることを危惧。そういう意味では、卸先事業者の予見性等の観点から、中長期的な視点での卸料金の安定性といった点は首肯されるのではないか。（第93回会合・西村暢史構成員）

関係事業者へのヒアリング結果(特定卸電気通信役務関係)

関係事業者意見

(○ : NTT東日本・西日本、● : 卸先事業者等)

(協議の状況)

- 光コラボの運用の取組改善に関して、ポータルサイトで公開されている要望が、公開情報で約70件。これに対して解決が1, 2割程度となっており、課題解消についてはもう少し踏み込んだことをしていかないといけないのではないかとの見解。(第93回会合・FVNO委員会)
- 要望を実現したものが4割、継続検討中のものが2割、事実誤認による要望が1割。できないもの、大規模システム改造が必要等の理由で対応困難、現実的ではないものが3割といったところなので、この辺り、(FVNO委員会との)認識の齟齬については、個別にすり合わせを実施した。(第93回会合・NTT東日本・西日本)
- 直近1年間で計11回、いろいろな協議を実施。当社の正当な利益を害さない範囲で可能な限り情報開示は進めていく。(第93回会合・NTT東日本・西日本)
- (資料93-1の11ページ目) アクセス回線接続料、2ユーザ収容の場合と4ユーザ収容の場合と、卸料金を並べている。卸料金のところ、今回委員限りにしているが、実際このデータがインターネットにオープンになってしまうという関係上、委員限りとしたもので、事業者は既にこの料金を知っており、事業者に対しては委員限りの部分も見せた上で協議は実施。(第93回会合・NTT東日本・西日本)
- 今回新たに出すものとしては、(資料93-1の11ページ目) 右側のさらなる情報開示の部分。2025年度の接続料については、既に申請が終わっているので、その料金も含めて開示。こういった取組を事業者との協議の間で進めており、今後もこういった情報は出していく考え。(第93回会合・NTT東日本・西日本)
- (資料93-1の12ページ目) 中長期の連動性を確認できるデータということで、接続料相当額の見通しを指數化して出したもの。これは法令では当年度までしか義務づけられていないが、25年度の接続料は既に申請しており、分かる限りは引き続き、先のものをお出ししていく。(第93回会合・NTT東日本・西日本)

構成員意見

(協議の状況)

- この話には事業者間協議というのが非常に重要な要素になってくると思うが、要望される事業者はここで何が情報として欲しいのかということを、明確にする形でやつていただきたい。いつも情報の非対象性が問題になっており、卸元事業者と卸先事業者の間でのキャッチボールがうまくできていないように感じる。(第91回会合・高橋構成員)
- ぜひ引き続き、努めて冷静で継続的な協議と取組というのを今後も続けていっていただければと思う。(第93回会合・西村暢史構成員)
- NTT東西が非常に努力していることは分かる。最近の流れとしては、原価が上がったらそれは適切に反映できる、裏返して言うと今、(卸料金を)下げるんだったら今下げるほうが最近の流儀なのかなと思う。一方、競争も激化している中、卸料金を上げると言ったら撤退するという卸先事業者が出てくるかもしれないということで、NTT東西としては、場合によってはそういうリスクも見込んで値段を設定する必要が出てくるのかもしれない。原価が上がっていける中でどう料金を設定していくかということについて、よく卸先事業者とコミュニケーションをして決めていく必要があると思う。(第93回会合・相田座長)
- 一番最初、大原則のところで相対と言いつつ、特定卸については、基本的には事業者間、同じ料金というのが原則かとは思う。その中で多分、今、下げるなら下ってくれという事業者も中にはいるだろうし、長期的に上がるのは嫌だから絶対に上がらないようしてくれという事業者もいる。東西別料金のところでも同じようなことがあったかと思うが、なかなか卸先事業者としても違う考え方を持った方がいると思う中で、特に原価が上がる傾向の中での料金設定というのは難しいだろう。(第93回会合・相田座長)
- さらに外部のインデックス、市場一般的なインデックス等ではなく、NTT東西自身のコストのトレンドが分かるような情報開示を進めていくというのは、非常に、今までの議論を踏まえて改善できたところでよかったです。NTT東西から、今まで以上に協力的に情報開示を進め、予見性を高め適正性を理解できるような情報開示を進めていくという非常にポジティブな発言があったと思うので、ここはぜひ期待したい。(第93回会合・佐藤構成員)

関係事業者へのヒアリング結果(特定卸電気通信役務関係)

関係事業者意見

(○ : NTT東日本・西日本、● : 卸先事業者等)

(情報提示義務の対象)

- 「時系列比較による検証」の項目の追加が必要。サービス開始当初、2015年度からのデータ検証をぜひさせていただきたい。費用項目については、今、卸料金と接続料相当額が出ているが、これに加えて、その他の費用として、光サービス卸の運営に係るコストと、卸事業者の支援にかかるコストも追加いただきたい。サービス開始当初からの増減率を追加していただきたい。 (第92回会合・ソフトバンク)
- 当社がどのような販売リソースとか、サービス運営体制で競争市場に向き合っているかというのを類推させる極めて重要な情報であるといったことと、やはり当社のみが開示を強いられるといったことは、一方的に競争的な不利益を被ると考えている。いわゆる公正な競争にならないんじゃないかなと思うので、この営業コストに関する情報開示というのは御容赦いただきたい。 (第93回会合・NTT東日本・西日本)
- サービス卸はパートナーといったところであるが、やはり自己設置とサービス卸を両方ともやっている事業者さんに対しては、パートナーという側面と競争という側面があるので、競争の側面の方の事業者に我々の営業の情報をオープンにするといったことは公正競争上に大きな影響があると考える。逆に言うと自己設置、接続とサービス卸をやっている事業者様への対応がすごくよくなってしまうということは、サービス卸だけをやっている事業者様との不均衡も生じさせてしまうことから、一定、歯止めは必要なんじゃないかというところで、営業コスト自体の開示については少し限界がある。 (第93回会合・NTT東日本・西日本)
- 投資回収の観点で、ぜひ累計値下げ額に関する情報を追加いただきたい。接続料相当額の累計値下げ額、それからその他の費用、光サービス卸の運営に係るコスト、卸事業者支援に係るコストの累計値下げ額についても、併せて追加で開示、提示をしていただきたい。最低限開示いただきたい項目としては、直近3か年の各費用項目及び卸料金の増減率と開始当初からの増減率であり、この2つで価格の連動性について確認し、評価、議論したい。 (第92回会合・ソフトバンク)

構成員意見

(情報提示義務の対象)

- 開示できない情報の中には、予測情報の部分など、技術的にNTT東西自身が把握できないものもあると思う。その辺は切り分けして、できる限り開示していただきたい。 (第92回会合・高橋構成員)
- 営業費の開示については、全部開示するというのは無理だろうとは思っている。ただ、何が開示できて、何が開示できないかについてはもう少し議論を深める必要がある、特に同じようなビジネスをやっている競争事業者から情報をいただくことで判断できるかと思っている。とりわけMNOは、MVNOから同じように情報提供を求められているわけで、自分が何の情報を出せて何が出せないか分かるはずなので、そういう状況下にあるMNOとして、きちんとNTT東西に対してどういう情報であれば開示できるだろう、こういう形であれば開示できるだろうという具体的な御意見をいただきたい。 (第93回会合・佐藤構成員)

特定卸電気通信役務に関する論点整理(案)

論点整理（案）

（総論）

- 接続料と卸料金との乖離差は若干縮まってきたものの、まだまだ接続料と卸料金の値下げ状況は乖離していると事業者団体等からの意見があつた。一方で、構成員からは、物価高が進む中でも卸料金の値下げがなされていること等を評価する意見や、卸料金の値下げを過度に追求することで、持続性や、卸先事業者の卸料金に対する予見性・安定性を損うリスクも考えられるとの意見もあつた。
- 直近1年間で11回、事業者間協議が開催され、今後も協議が進展する可能性があることや、FVN委員会の要望を踏まえ開設された卸先事業者向けポータルサイトの運用改善に取り組んでいること、ポータルサイトにおいて卸先事業者から寄せられた要望のうち約4割について実現していることなどを踏まえると、現時点において、追加的な更なる制度的対応は不要ではないか。一方で、卸元事業者・卸先事業者において情報の非対称性等が問題となっており、両者間で丁寧なやりとりを求める意見が複数あつた。
- 令和5年6月に関係法令が施行された特定卸電気通信役務制度の趣旨が「事業者間協議が実質的・活発に行われるための環境整備を図る」とあることから、その効果を注視するため、本研究会においては、卸料金の低廉化・提供条件の柔軟化や、事業者間協議の状況に係る定点把握を継続する必要があるのではないか。
- その上で、本研究会の報告書とりまとめ以降一定期間を経過してもなお、卸先事業者と卸元事業者の真摯な協議が十分に進展した等と認められない場合、事業者間協議の進展を促す観点から、協議の円滑化に資するものとして提案があった事項を開示対象とすることも含め、追加的な措置を検討することが適当ではないか。

（情報提示義務の範囲）

- 第八次報告書において、情報提示義務の範囲について、「卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適當」とされているところ、事業者団体等からは、光コラボの卸料金と加入光ファイバ（シェアドアクセス（SA）方式）の接続料が連動していないことに関する追加的な説明を求める意見や、中長期的な時系列での検証を行うためにも営業費相当額について更なる情報開示を求める意見が寄せられている。
- 営業費相当額に関連する情報については、事業者団体等からは卸料金の検証や事業者間協議の活性化に必要との意見が示されているが、NTT東日本・西日本から具体的な額、費用項目の構成比を示すことに対する競争上の懸念等が示されたことには十分な留意が必要である。また、構成員からは、全ての情報を開示することは困難であり、MNOがMVNOから開示を求められた際に提供できる情報も参考にしながら、開示すべき情報に係る検討を行うべきとの指摘もあった。
- こうした議論を踏まえ、引き続き、NTT東日本・西日本は卸検証ガイドラインに基づく検証結果を報告する際に、営業費相当額に係る情報についても総務省に提供し、その結果を基に本研究会等で議論を行うことが適當ではないか。また、開示すべき情報の範囲については、今回の検証における議論を踏まえ、継続的に検討を行うことが適當ではないか。

(参考)光サービス卸の検証に係る状況について

■代替性「不十分」の背景について

- 本研究会第四次報告書（令和2年9月25日）においては、光サービス卸について、接続による代替性が「不十分」であると評価する背景について、次のとおり整理している。

ア. 卸先事業者にとって、接続により、指定設備卸役務において用いられる電気通信設備と同等の電気通信設備が、同様の設備利用形態・利用条件で利用可能か。



卸役務については、NGN及びアクセス部分をユーザ単位で利用している。一方で、接続では、NGNの接続料は設定されているものの利用されておらず、また、アクセス部分については、接続料は設備単位（8収容可能な芯線単位）で設定がなされ、ユーザ単位での設定はないことから、同様の設備利用形態、利用条件で指定設備を利用できない。

イ. 卸先事業者にとって、接続を利用することにより、指定設備卸役務によって提供する役務と同様の役務をエンドユーザーに提供可能か。



関連する接続機能として、アクセス部分のみを設備単位で利用する機能（光信号主端末回線伝送機能等）が存在し、同機能は、NGNに相当するコアネットワークを自ら用意した一部の事業者において利用されており、卸役務を用いて提供されているFTTHアクセスサービスと同様の役務をエンドユーザーに提供することが可能である。

ウ. 指定設備卸役務の提供料金や条件から、関連する接続機能の存在が卸契約交渉の適正化に寄与していると合理的に評価できるか。



卸料金を二度にわたり値下げしており、その料金設定に当たっては、指定設備のコストが踏まえられている旨NTT東日本・西日本からの説明があり、接続料と卸料金の推移を踏まえると、関連する接続機能の存在が、部分的ではあるが、適正化に寄与していると認められる。

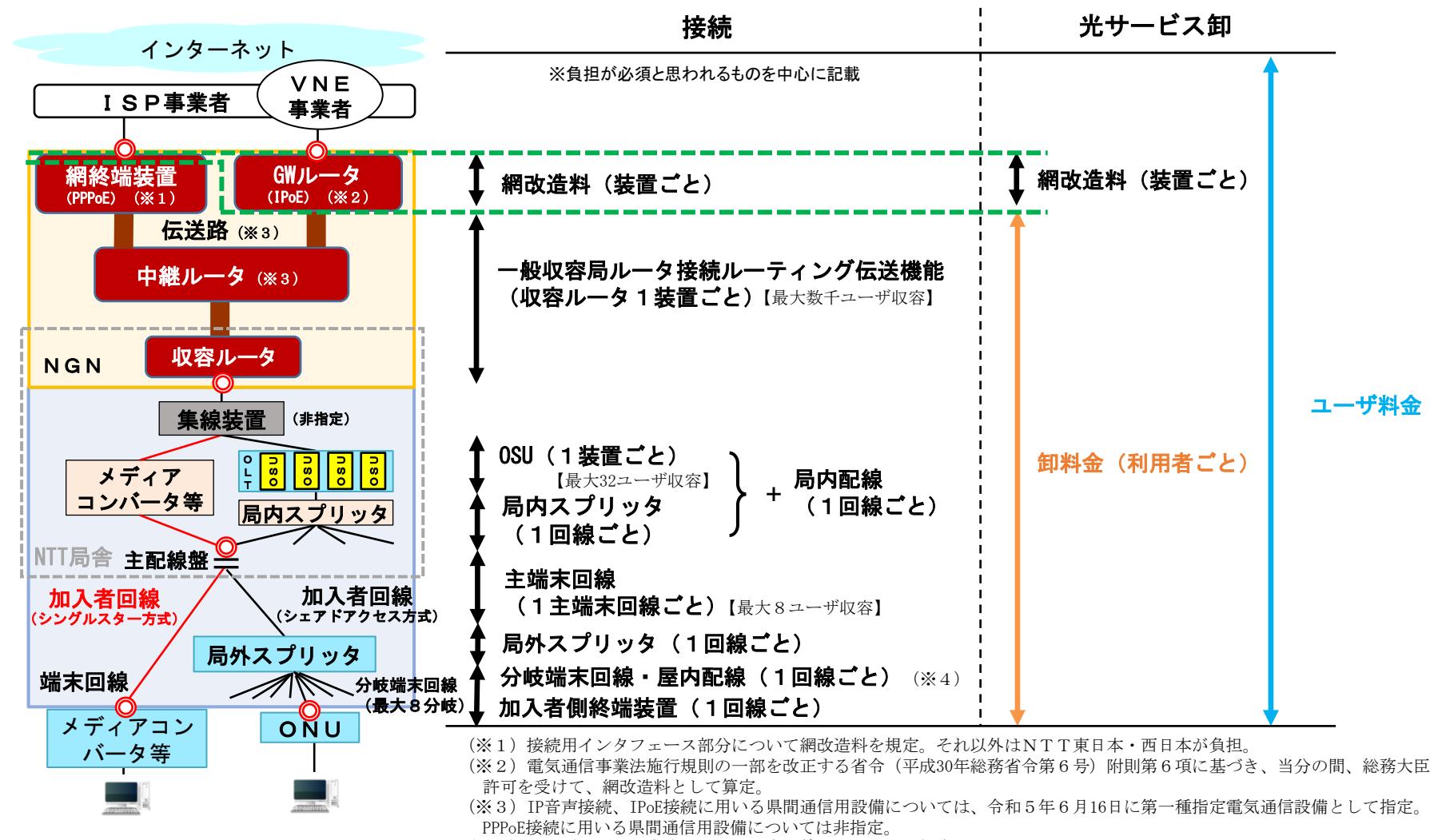
(※) その他接続による代替について考慮すべき事由は、現時点ではない。

- その上で、

- ・ 今後、卸役務による提供の度合いや接続機能の影響力の変動、接続事業者からの接続に関する改善提案への対応状況、現時点で考慮されている接続を困難とする事由等の状況を踏まえ、代替性に関する評価が変わることも考えられる。
- ・ 光サービス卸については、接続による代替性を高める具体的な措置を実現するための団体協議等をNTT東日本・西日本及びJAPIAで進めるとともに、総務省においてはその状況を注視し、必要に応じてフォローしながら、接続による代替性を高めていくことが適当と指摘している。

(参考)光サービス卸に関する接続機能について

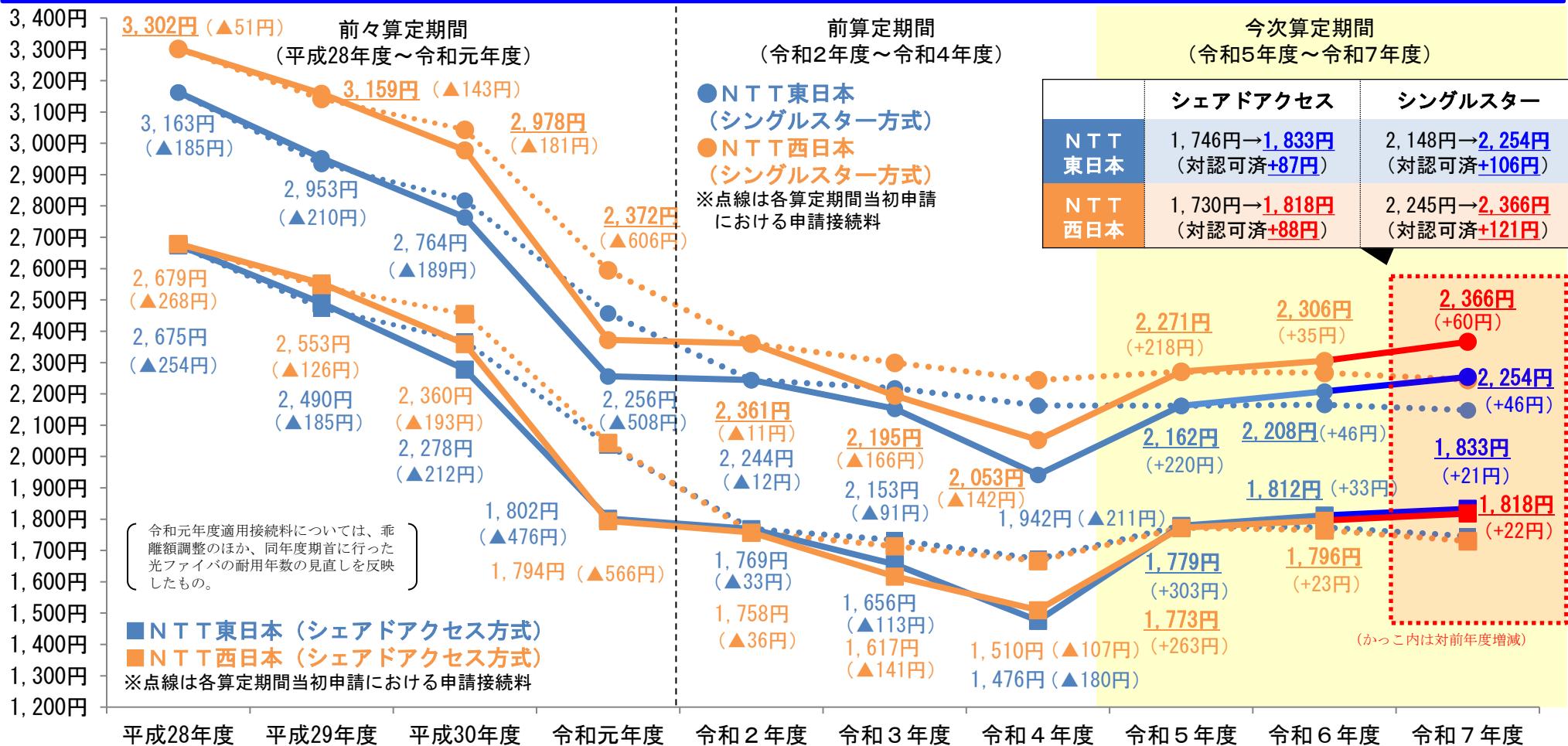
- 光サービス卸の料金設定単位は、利用者ごととなっている。
- 他方、FTTHアクセスサービスを接続で提供するために必要な各機能の接続料の単位は、各機能ごとに設定されているが、例えば、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能は、収容ルータ1装置ごと、シェアドアクセス方式の光信号主端末回線は、1主端末回線ごと（最大8ユーザ収容）に接続料が設定されており、必ずしも利用者ごととされている訳ではない。



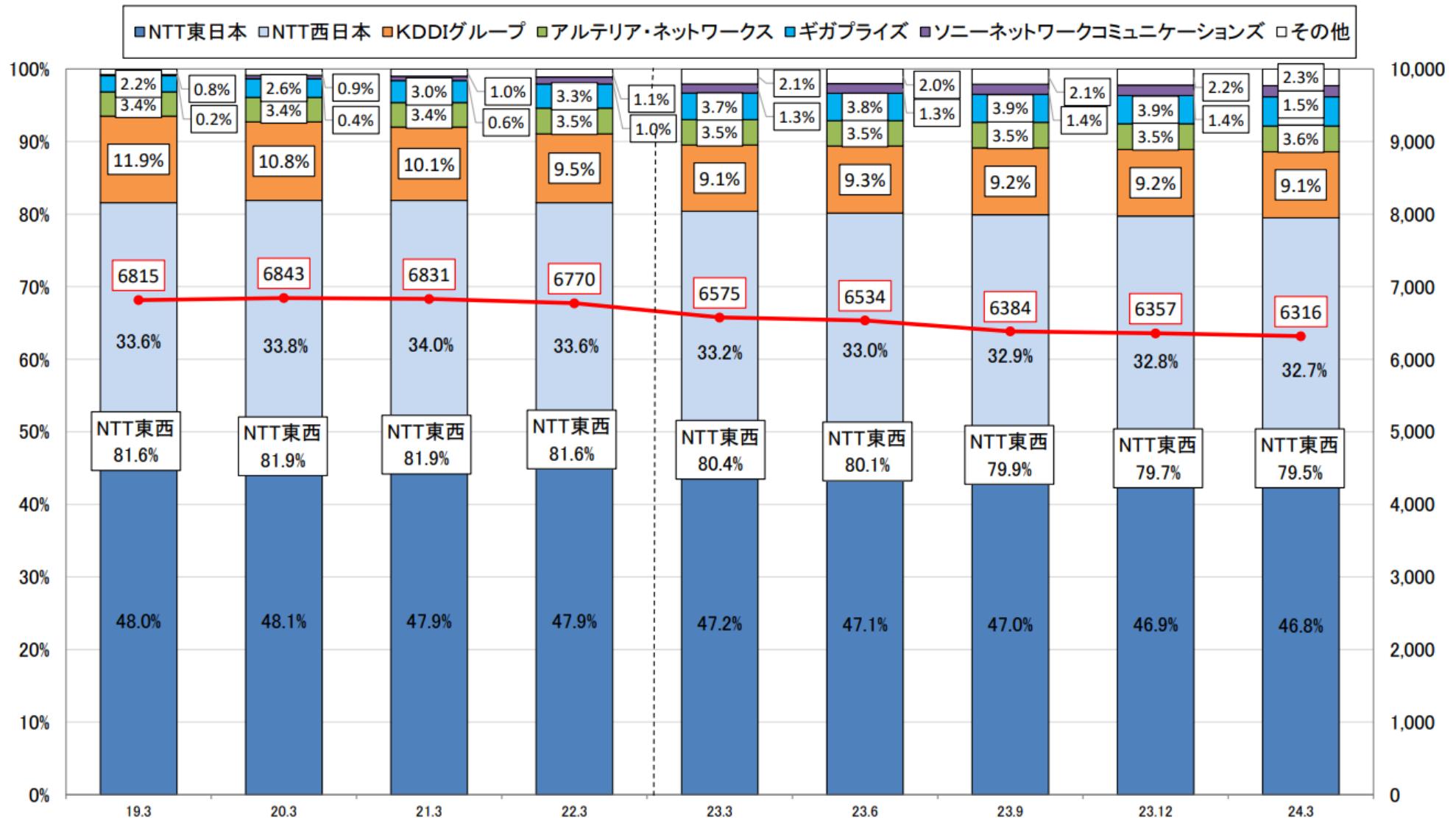
(参考)加入光ファイバの接続料の推移

- 加入光ファイバについては、今後も新規かつ相当の需要を見込まれるサービスであること及び接続事業者の予見性を確保する必要があることから、**令和5年度の接続料の改定**（令和5年5月26日諮詢、7月31日答申・認可）において、**令和5年度から令和7年度までの3年間について**年度ごとのコストと需要を予測して算定する**将来原価方式**（第1号将来原価方式）により算定され、認可済み。
- 今回、当該認可済接続料について、3条許可に基づいて**乖離額調整を行い**、令和5年度の収入と接続料原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を接続料原価に加えて**再算定したところ、令和7年度の適用接続料は、認可済接続料から+87円～+121円程度上昇**。

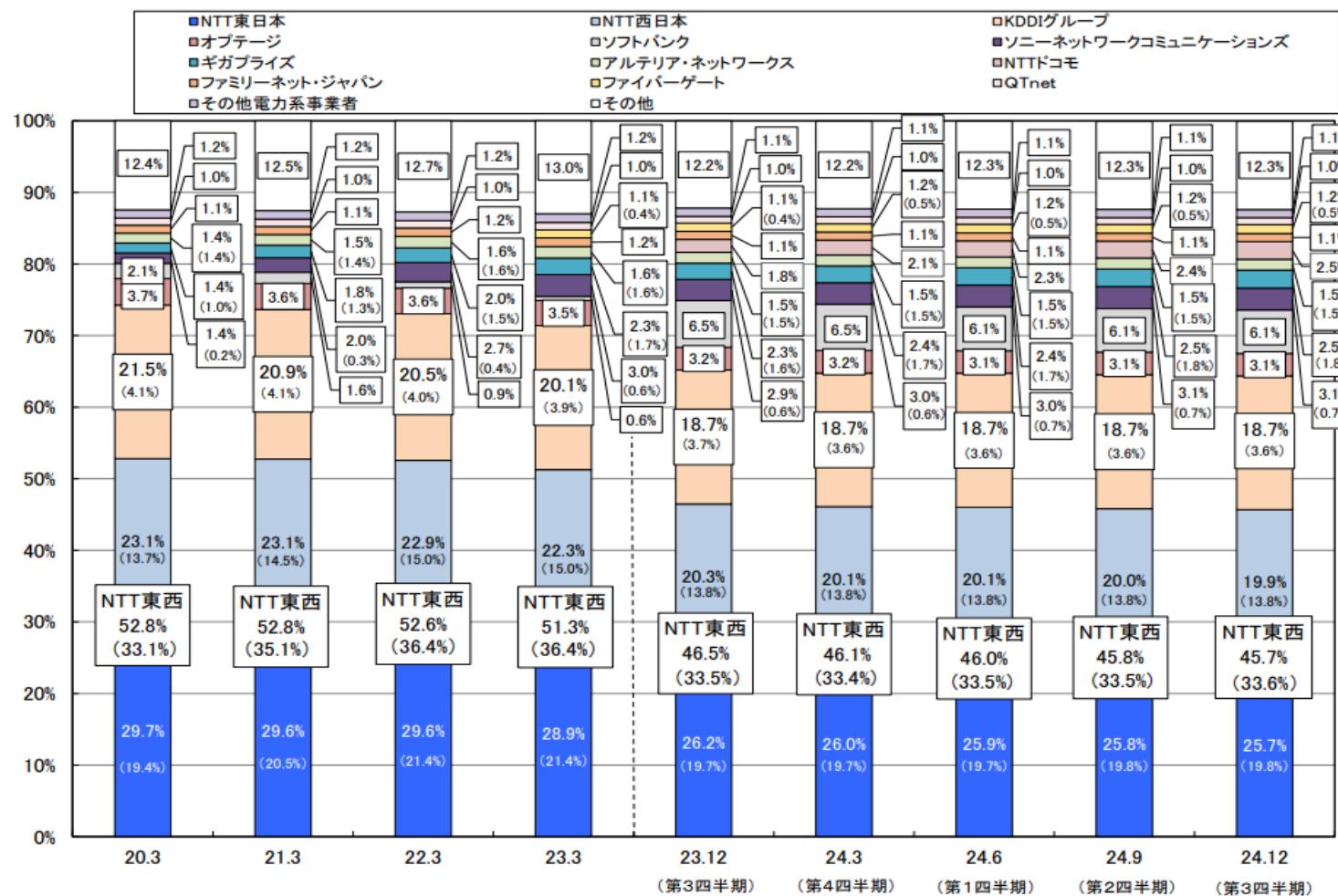
<主な増加要因(対予測値)> 【東】設備管理運営費(道路占用料等)+7億、報酬等+39億円 【西】特別損失(能登地震)+14億円、報酬等+50億円



(参考)FTTH市場(卸売市場)の事業者別シェアの推移(全国)



固定系プロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移 (設備設置事業者別)



注1：「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、中部テレコミュニケーション、OTNet及びJ:COMグループが含まれる。特段の記載がない限り、以下この「(1) データ系通信」の③において同じ。

注2：「その他電力系事業者」には、STNet及びエネコムが含まれる。特段の記載がない限り、以下この「(1) データ系通信」の③において同じ。

注3：括弧内は、卸電気通信役務の提供に係るシェア。

注4：事業者報告の修正により、2024年度第2四半期(24.9)のシェアについて修正を行っている。